金融商品取引業に係る事業の一部の譲渡の公告

当社は、ＩＶＴインベストメント・バンキング株式会社（東京都港区六本木一丁目６番１号）に対して当社の第一種金融商品取引業に係る事業の一部である店頭外国為替証拠金取引事業の対面取引事業（「HOXSIN FX」）の全部を譲渡することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力の発生日は平成２１年１２月１４日です。

平成２１年１１月１１日
東京都中央区日本橋茅場町一丁目９番２号
北辰物産株式会社
代表取締役　松本　博任

顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当該金融商品取引業者等が占有する財産の返還の方法

平成２１年１１月１１日
北辰物産株式会社
代表取締役　松本　博任

北辰物産株式会社（以下、「当社」という。）は、平成２１年１１月１１日官報にて金融商品取引業に係る事業の一部である対面取引（「HOXSIN FX」）をＩＶＴインベストメント・バンキング株式会社（本社東京都港区六本木一丁目６番１号　関東財務局長（金商）第２３６号、以下、「ＩＶＴＩＢ」という。）に譲渡することとし、その効力日は平成２１年１２月１４日ですとの公告を行ないましたので、金融商品取引業等に関する内閣府令第２０５条の２の規定に従い、「顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当該金融商品取引業者等が占有する財産の返還の方法」を掲示します。

１．当社の対面取引顧客には、譲渡の通知及びＩＶＴＩＢの取引説明書等必要書面を平成２１年１１月１１日以降に発送いたします。

２．譲渡の対象は、平成２１年１２月１２日朝６時現在で、当社に預かり資産のある顧客で、ＩＶＴＩＢへの事業譲渡に賛同して「外国為替証拠金取引に係る顧客の債権債務及び権利義務の移管同意書」に記名捺印し、かつＩＶＴＩＢの審査に適合した顧客に係る債権債務・権利義務並びに付随する個人情報とします。

３．譲渡を希望する顧客は、平成２１年１２月１日到着で、要求された書面を当社に送付するものとします。

４．ＩＶＴＩＢは移管の審査を平成２１年１２月４日までに終了し、顧客及び当社に通知します。

５．ＩＶＴＩＢへの譲渡に賛同されない顧客及びＩＶＴＩＢの審査に適合しなかった顧客は、平成２１年１２月９日午前７時までに全ての建て玉を決済し、出金指示を行なって頂きます。しかし、当日までに建て玉を決済せず、出金指示もされなかった顧客の場合は、平成２１年１２月９日に当社の任意の時間に決済し、顧客の資産は、全て平成２１年１２月１１日までに当社が顧客の指定している金融機関口座に振り込みます。

６．ＩＶＴＩＢへの譲渡に書面で賛同し、ＩＶＴＩＢの審査に適合した顧客は、平成２１年１２月１２日午前６時まで当社にて取引を行い（結了のための取引に限る)、平成２１年１２月１２日午前６時から午前７時の間の当社とＩＶＴＩＢで合意した市場価格で計算した同日午前６時現在の顧客資産及び建て玉並びに付随する個人情報を平成２１年１２月１２日から平成２１年１２月１４日午前８時までにＩＶＴＩＢに移管し、該当顧客は平成２１年１２月１４日午前８時よりＩＶＴＩＢにて取引を開始します。

７．上記スケジュールは平成２１年１１月１１日現在のものであり、諸般の事情により変更されることがございます。

以上